

令和元・2年度(2019・2020年度) 枚方市小規模修繕契約希望者登録制度に申請をされる方へ

1 小規模修繕契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、枚方市契約規則に基づく資格審査（いわゆる入札参加有資格者登録）を受けていない方でも、「小額で内容が軽易な契約」の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な修繕において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模修繕の範囲は、市が発注する小規模な修繕工事で、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の修繕工事金額が30万円未満のものです。
- (3) 原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。見積は無償となります。見積合わせに指名された場合は、速やかに見積を提出してください。また、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由です。ただし、必ず発注課まで連絡（電話可）してください。
- (4) 受注が決定した場合は速やかに着工し、施工は枚方市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。また、施工に伴い第三者に損害を及ぼした時は、業者がその損害を賠償しなければなりません。
- (5) なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種(最大2業種)で登録してください。

2 登録できる方・できない方

(登録できる方)

建設業を営んでいる方で、枚方市内に住所を有し、かつ、主たる事業所が枚方市内に所在する方。建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は除かれます。

(登録できない方)

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- (1) 枚方市内に住所を有しない方
- (2) 枚方市内に主たる事業所を有しない方
- (3) 枚方市契約規則に基づく有資格者（有資格者名簿）に登録されている方
- (4) 有資格者である法人の役員若しくは使用人
- (5) 有資格者である個人若しくはその使用人

※ (3)、(4) 及び (5) にある有資格者には建設工事の登録だけでなく、物品の納入・修理等、建設コンサルタント等及びその他委託の登録を含みます。

- (6) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

※例：電気工事、管工事など

- (7) 市税を滞納している方
- (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者
- (9) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことの誓約がない方

※枚方市では、「枚方市暴力団排除条例」が平成25年4月1日から施行されています。この条例第8条第2項により枚方市では市の契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めています。つきましては、枚方市小規模修繕契約希望者に対し、登録申請に当たって誓約を求めるものです。

(※誓約事項等の内容は、登録申請書に記載のとおり。)

※「暴力団密接関係者」とは、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表2項から5項に掲げる措置要件に該当すると認められる者をいう。)

(10) その他市長が不相当と認める方

※例：枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている方、談合等の関係法令に違反する行為を行った方、契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ていない方、など

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書（1部提出）に次に掲げる書類を添付し提出してください。

- (1) 個人の場合、建設業に係る事業を行うことを記した個人事業の開業届出書の写し
- (2) 法人の場合、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) 滞納無証明書（申請時で3ヶ月以内のもの、原本）
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 登録の受付は

登録の受付は、申請書等を市のホームページに掲載しますのでダウンロードしてご利用ください。また、財務部契約課でも配布しています。

登録の有効期間は、令和3年（2021年）3月31日までです。登録申請は、随時受付していますので、契約課へ持参又は郵送してください。3ページの間合せ、登録受付先を参照ください。

5 名簿に登録されると

小規模修繕契約希望者登録名簿は庁内に公開し、小規模修繕の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のため、閲覧等一般にも公開します。

ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。

6 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更（入札参加有資格者名簿に登録されたときも含む）があった時や事業を廃止した時には、小規模修繕契約希望者登録事項変更届・廃止届を、速やかに提出してください。

7 登録の取消し等

●登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことがありますので、ご注意ください。

(1) 2の（登録できない方）に該当するようになった場合

(2) 倒産または破産した場合

●また、登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当する行為があった場合は当該各号に定める期間、見積り依頼の対象外となることがあります。

(1) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱別表に掲げる入札参加停止及び指名停止事由に該当する行為 同表に定める期間

(2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する行為 同表に定める期間

●小規模修繕の契約の締結後に前項第2号に該当する場合は、当該契約を解除することがあります。

8 契約すると

契約金額が10万円を超える場合は、請書を作成し提出してください。

なお、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

9 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払います。

※ 前払金や部分払金の請求はできません。

問合せ、登録受付先

〒573-8666（枚方市役所専用郵便番号）

枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市 財務部 契約課

TEL 072(841)1345 FAX072(841)2015

E-mail:keiyaku@city.hirakata.osaka.jp

ホームページ：<http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/keiyaku/syuzen.html>

小規模修繕の種類及び具体例

No	小規模修繕の種類	小規模修繕の例示
1	大工工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事等
2	左官工事	左官工事, モルタル工事等
3	とび・土工・コンクリート工事	とび工事, 足場等仮設工事, 工作物解体工事, 土工事, コンクリート工事, ネットフェンス工事等
4	石工事	石積み工事等
5	屋根工事	屋根ふき工事等
6	電気工事	送配電設備工事, 構内電気設備工事, 照明設備工事等
7	管工事	空調設備工事, 給排水・給湯設備工事, 厨房設備工事, 衛生設備工事, 浄化槽工事, ガス管配管工事, ダクト工事等
8	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事, れんが積み工事, タイル張り工事等
9	鋼構造物工事	鉄骨工事, 石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
10	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
11	ほ装工事	アスファルトほ装修繕工事, 砂・砂利ほ装修繕工事等
12	板金工事	板金加工取付け工事等
13	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
14	塗装工事	塗装工事, 吹付け工事等
15	防水工事	アスファルト防水工事, モルタル防水工事, シーリング工事, シート防水工事等
16	内装仕上工事	天井仕上げ工事, 壁張り工事, 内装間仕切り工事, 床仕上工事, たたみ工事, ふすま工事, カーテン・ブラインド工事等
17	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
18	造園工事	植栽工事, 公園設備工事, 園路工事等
19	建具工事	サッシ工事, シャッター工事, 金属製・木製建具工事等
20	その他の工事	上記にあてはまらない工事